

工事請負入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

〇〇〇建設・〇〇〇組

〇〇〇〇〇〇〇工事共同企業体

代表者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇〇建設 株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇〇建設株式会社および株式会社〇〇〇組は、〇〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表者とする共同企業体を別紙〇〇〇建設・〇〇〇組〇〇〇〇〇〇〇工事共同企業体協定書に基づき結成し、函館市企業局契約規程、その他関係法令を遵守して、令和〇〇年度において執行する下記工事の入札に参加したいので、その資格を承認されるよう申請します。

なお、この書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

商号または名称	所在地	建設業許可番号 許可年月日
(本社)		
工事名		

〇〇〇建設・〇〇〇組
〇〇〇〇〇〇工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、函館市企業局発注に係る〇〇〇〇〇〇工事（以下「工事」という。）を共同連帯して施行することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇建設・〇〇〇組〇〇〇〇〇〇工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号に置く。

(成立の時期および解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、当該工事の請負契約の履行が完了し、発注者の承認を得た日に解散するものとする。

(構成員の住所および名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇〇建設 株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

株式会社 〇〇〇組

代表取締役 〇〇 〇〇

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者および監督官庁等と折衝する権限ならびに請負代金（前払金および部分払金を含む。）の請求、受領および当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者

と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇建設 株式会社 〇〇%

株式会社 〇〇〇組 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織および編成ならびに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の契約の履行および下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、当該工事の完成の際決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、

残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員および発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合には第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退もしくは除名された場合または代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき種類または品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、各構成員は共同連帯して担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

